

ID: 44

担当部署: 教育部 公民館

処分の概要	登録の抹消		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則 第11条		
例 規 番 号	平成14年教委規則第3号		
【根拠条文】 (登録の抹消) 第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者に係る登録を抹消するものとする。 (1) 登録者が、教育委員会に対し登録の抹消の申出をしたとき。 (2) 第9条第2項の規定による登録の更新をせず、登録の期限を経過したとき。 (3) 登録者が、登録の対象でなくなったとき。 (4) 登録者が、偽りその他不正の手段により登録をされたとき。 (5) 登録者が、この規則の規定又は教育委員会の指示に違反したとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が予約システムの管理上必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日